

平成30年度第2回滋賀県社会福祉審議会概要

- 1 開催日時 平成30年11月30日(金)13時00分～14時20分
- 2 開催場所 滋賀県庁北新館5階5-A会議室
- 3 出席委員(五十音順、敬称略)16名
安部侃 岩佐弘明 江上陽子 小山万亀子 崎山美智子 城貴志 塚本茂樹
田野節子 中川英男 中島みどり 中村宗寛 中村裕次 花房正信 丸本千悟
宮川富子 渡邊光春
- 4 欠席委員(五十音順、敬称略)11名
伊崎葉子 上野谷加代子 尾崎美登里 越智眞一 北岡賢剛 小林江里子
佐藤誠 清水和也 白井京子 塚本秀一 藤澤直広
- 5 事務局
川崎健康医療福祉部長、市川健康医療福祉部次長
健康福祉政策課：正木課長、海老根課長補佐、関副主幹、小寺主査、幸重再犯防止
実態把握調査員
医療福祉推進課：大岡課長、福田主幹
障害福祉課：丸山課長、橋本参事、清水係長、早尻主査
子ども・青少年局：南局長
教育委員会事務局幼小中教育課：北村指導主事
警察本部生活安全部少年課：山口課長
- 6 進行
 - (1) 健康医療福祉部長あいさつ
 - (2) 滋賀県再犯防止推進計画の素案(答申案)について
 - (3) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例要綱案について

7 概要

〔司会〕

ただいまから滋賀県社会福祉審議会を開催いたします。

それでは、開会にあたりまして、滋賀県健康医療福祉部長より御挨拶申し上げます。

〔健康医療福祉部長〕

皆様こんにちは。

本日は、2回目となります滋賀県社会福祉審議会を開催いたしましたところ、皆様方には御多用の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また皆様方には平素より、それぞれのお立場で県民生活の向上に御尽力賜っておりますことにこの場をお借りしまして厚く御礼申し上げたいと存じます。

本日、次第でございますとおり、議題として2点の御審議をお願いしたいと考えております。

1点目の「滋賀県再犯防止推進計画の素案（答申案）」につきましては、前回、1回目の時に諮問させていただきまして、その後、専門分科会を設けて3回にわたりまして御審議を賜りました。

本県の再犯防止の取組の状況をもとに、夏に実態把握の調査を行いましたので、その結果等を踏まえまして、委員の皆様には熱心に御審議を賜りまして、本県としての再犯防止の取組の考え方、あるいは具体的な施策についてとりまとめをいただいたところです。

分科会の方に御参加いただきました委員の皆様には厚く御礼を申し上げたいと存じます。

本日はこの答申案につきましては、御審議を賜りまして、本審議会としてとりまとめをいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2点目の「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例要綱案」につきましては、これにつきましてもこの6月にこの審議会の答申を委員長から知事に渡していただきました。

その後、県は条例づくりの検討を進めているところであり、タウンミーティングなども経まして、今回この条例要綱案としてとりまとめをいたしました。

現在、県民政策コメントを実施しておりまして、来年2月の県議会の定例会議に上程できるよう、準備を進めているところでございます。

本日はこの要綱案につきましては、御説明を申し上げたいと考えております。

時間も限られておりますが、皆様方の御忌憚のない意見を賜りますことをお願い申し上げます。簡単ではございますが冒頭の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

〔司会〕

はじめに、本日の審議会には、委員の皆様27名中16名の御出席をいただいております、委員総数の過半数となりますので、滋賀県社会福祉審議会条例第6条第3項の規定に基づき会議が有効に成立していることを報告させていただきます。

なお、本日、御都合により欠席の連絡を受けている委員の方の御紹介をいたします。

(委員紹介)

次に、本日配布している資料の御確認をお願いいたします。

(資料確認)

以上でございます。不足等ございましたらお知らせいただきますでしょうか。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

進行ですが、社会福祉法第10条の規定により、委員長は会務を総理するとありますので、委員長をお願いしたいと思います。委員長どうぞよろしくをお願いいたします。

〔委員長〕

それでは早速であります議題に入らせていただきます。『滋賀県再犯防止推進計画の素案について』、事務局から説明をお願いします。

〔障害福祉課長〕

(資料1～3 説明)

〔委員長〕

ただいまの事務局の説明について、御意見等ございましたらお願いをいたします。

〔委員〕

非常にこういう取組というのは、重要だということは前々から言われていたのですが、問題は刑期を満了したその後です。執行猶予、仮釈放については、それぞれの制限があって、例えば保護司さんと連携をとらなければならないということになるのですが、刑期満

了で出所する人については、基本的に刑を償ったということで、何らかのつながりがないまま結果的に社会に出てしまうことになる。そして行き先のない人は結果的には累犯をしてしまうという、そういう構造がずっと言われてきているが、今回、そうすると刑務所の関係は法務省になりますが、そういう累犯の人については、刑務所の方から連携として情報が入ってくるのかどうか、それがないと結果的には折角システムができたとしても、本当に困っている人たちが相談に行かないまま、また累犯してしまうことになる。

そういう意味では、刑期満了で累犯の人たちの支援が特に必要だと思うのですが、その連携というのは、例えば国はどのようなふうを考えているのか、わかったら教えてほしいのですが。

〔健康福祉政策課長〕

今、御指摘いただきましたように確かに従来、保護観察所が関わられるような方については、比較的支援が手厚くあったわけで、刑期満了の方については特に本人が望まないケースも含めてなかなか情報の連携というのはうまくいかなかったという課題はあります。

法務省の方でもそのあたりの問題は認識されておられて、各管区ごとに再犯防止に関する特別の部署を設けられました。

また、再犯防止推進法で地方公共団体の役割が明記されたという形になりましたので、保護観察対象者だけに限らず満期出所の人についても必要な情報は共有できる仕組みをまさにこれから県の再犯防止推進会議というものであったり、また、具体的なケースについては、圏域ごとの会議等で情報共有できるよう国はサポートをしていただけるのではないかと考えております。

〔委員〕

そういう仕組みがないと実効性は多分ないだろうなと思います。刑務所の中で教育、カウンセリングをしながらやっていかないと。

以前、国会議員で秘書の給与を不正に取得したとして、山本譲司氏が刑務所に入って、その体験記を書かれて、その中では、かなりの人たちが累犯者で、しかもその中の多くは知的障害とか子どもの時に虐待を受けて家族との関係を断ってしまった人とか、あるいは

地域から孤立した人たちでした。

こうした中で窃盗とか言うとか非常に悪いことをしたように感じるが、具体的には万引きなんです。わざと捕まるのを覚悟でパン1個盗るとかで窃盗になってしまう。それを繰り返してしまうと実刑になって、刑務所の方が生活しやすいと。自由はないけど不自由はない。ご飯と寝るところは保障してもらえ、野宿者への加害行為もない、だから刑務所の方がいいという人がいる。再犯どころか累犯ですね。

だから国がそういうところに打ち出してきたというのは、非常にいいことだと思うし、そのためにはそういう連携と既存の生活困窮者自立支援法とかを組み合わせる中で、どう対応できるのかと思います。まず情報が必要かと思います。

それともう1つ、資料1の訪問した機関・団体などですが、例えば地域総合センターと書いているのですが、地域総合センターというのは県内にある全ての地域総合センターに行かれたのか、それとも地域総合センター連絡協議会に行かれたのかどうなのか、そこは正確に書いていただきたい。もう1つは公益財団法人滋賀県人権センターは県域での人権相談をしているのですが、こういうところにはヒアリングをしていただいているのか。何故ヒアリングをしなかったのか理由を聞かしてほしい。

〔健康福祉政策課長〕

1点目の情報の問題は、連携をしっかりとってまいりたい。刑務所出所された方について地域生活定着支援センターは、支援が必要であると申し出ていただいている方をしっかりと支援しているのですが、支援を申し出ない方の情報について、支援が必要と疑われるケースは情報の共有をしっかりとやっていきたいと思っています。

〔健康福祉政策課〕

健康福祉政策課と滋賀県人権センターと滋賀県社会福祉協議会は、地域福祉情報連絡会を年間3回開催しておりまして、その中でこの再犯防止のテーマも毎回、情報交換させていただいております。

ここ1年ですと、平成30年2月、6月、11月と3回にわたって滋賀県人権センターさんともお話をさせていただいたところです。

その中で我々が調査をするにあたり、現場の相談員さんのお声を聞かせてくださいという時に滋賀県人権センターさんの方から地域総合センターを御紹介いただきましたが、全ての地域総合センターを訪問しておりません。

〔委員〕

何故、資料1に滋賀県人権センターと書かないのか。今言ったのは、福祉関係のところ
で県社協と滋賀県人権センターと地域総合センター連絡協議会との間で地域福祉情報連絡
会をやっているわけです。そこで県としては話題提供して聞いており、その結果として地
域総合センターと書いている。それならば滋賀県人権センターからも意見等を聞いている。
何故、滋賀県人権センターも書かないのか。

〔委員長〕

事実は入れておいてください。

〔健康福祉政策課長〕

実際には日時を指定して訪問させていただいた機関・団体などを書かせていただきました。
た。

〔委員長〕

私も1つ気になったのは、再犯防止推進計画の対象となる方の定義は書いていないので
すが、対象者は国と同じですか。

〔健康福祉政策課長〕

全く同じです。

〔委員長〕

そうであるならば、第6章の計画における指標で「刑事手続段階における高齢者・障害
者入口支援事業等における支援対象者の2年後の地域生活定着率」という、幅広い対象者

を持ちながらここに着目している理由を教えてください。

〔健康福祉政策課長〕

当初はマクロ的に再犯者の数を減らすというような計画の目標値も考えていたのですが、再犯防止の取組は国だけではなく、地方も民間も協力してやろうとする中で、県が策定する計画は、県が具体的に施策として取り組み、その成果を進行管理する指標が最もふさわしいと考えて、県が取り組む事業の中で支援を受けられた方が2年後にどうなっているか、そこに特に着目し、成果を把握させていただきたいと考えております。

〔委員長〕

対象者は幅広くて、計画からいく対象者は狭いということに聞こえるので、もう少し整理された方がよいと思います。

国の施策として定義が幅広いわけですね。本計画の指標に関する説明では県が取り組む対象者は限定的であり、幅広い対象としながら指標はその一部であるというふうに聞こえるので、整理をいただければと思います。

〔委員〕

個人的には保護司も承っております、日常的には罪を犯した人の保護観察をしているのですけれども、色々計画とか聞かしていただいているのですが、現場はですね、本当に再犯を防止することに一番大事なのは就労先であったりとか、引受人であったりとかいうところが、やっぱりきちんとないと我々保護司が面談していても、なかなかやっぱり再犯しない、更生してもらおうというところに行きつくまでが、実は大変です。

先般、保護司の研修で京都の医療少年院というところにも行ってまいりました。それで期間がきて、治療ができて、退院をするところまで来ても、結局、引受人もない、就労先もないというのがありまして、その結果、いつまでも預かっていないといけないという、現状はそんなところもありました。

家族があって、正当な引受人があって、という人はいいのですが、家族もない、引受人もない、そのような人も実はたくさんおられ、適切な行き先がないとどうしても、また罪

を犯して刑務所に戻ってしまうことがよくある。保護司は実際に刑務所に入って出てくる人のケースよりも、執行猶予になり保護観察付きということで担当を引き受けており、私たちの場合、少年が多いのですけれども、なかなかやっぱり社会の仕組みとして、十分に社会復帰のための教育をする場所というか、そういうところが少ないと私は感じています。

協力雇用主ですが、私の会社も協力雇用主に登録をしていますが、実際のところ登録数は多数ありますが、なかなか引き受けていただくケースにつながらない。例えば、協力雇用主になっていただいたら、建設工事等の入札の時の優遇であったりとか色々ありますがけれども、本来はそういうことをしなくても社会が罪を犯した人を地域でしっかり更生する仕組みづくりをしっかりやっていかないと、実際のところはまた再犯してしまうという人が多いので、地域の仕組みというのを私はとても大事なのではないかと思います。

保護司の先生方も本当に大変なんです。面接の約束をしていてもなかなか来ないですし、再三再四、電話をしても実際、親も協力しないという少年もいます。やっぱり家庭にも問題があるケースもすごく多いので、そういう実態をどういうふうに皆さんが把握していただいて、その地域としての対策をどのようにやっていくかということが大変大きな問題ではないかと日々思っております。

〔委員長〕

ありがとうございます。他なにかございませんか。感想でも結構ですのでどうぞ。

〔委員〕

私も一番思うのは、個人の周りの環境だと思うんです。例えば一番は家庭、家庭がなかったら自分の周りの友人関係、交友しているそれぞれの環境、その次に地域があって、地域の中でその人の居場所があるかどうかということで、まず居場所が重要。ではどうするかということで、居場所がなければ、どこかに行ってしまう。そのあたりが色々な保護司の方とか、相談の専門の方へたどり着くまでにもうちょっと何かできないのかなと思う。

色々な県の部局の中でも地域をどうするのかという話を色々日頃させてもらっているのですが、なかなかいい案が出てこないと。

最近、地域が大変疲弊しているというか、自治会にも入らない人が多い地域が増加して

いるというようなことも聞いてますので、そのあたりを何とかもうちょっとカバーし、その後色々な専門の相談機関などにつないでいくという形にならないのかなと、理想ですけども思っているのですが、そのあたりもちょっとしっかり説明されてはどうかと思っています。

〔委員長〕

今の事務局の方で何かお考えありましたらお願いします。

〔健康福祉政策課長〕

今回、県でこういった再犯防止の計画を策定させていただいたのですが、いわゆる身近な住民にサービスを提供される市町の役割も重要であり、市町においても再犯防止に関する問題を認識してもらうということで、市町での再犯防止の計画策定に向けた働きかけを国においても取り組まれています。

県でも市町域を越えたいわゆる圏域単位で情報共有できるような場を作り、市町でのそういった取組が進むように環境調整にまず努めていき、できるだけ保護司の方とかBBSの人とか関係のボランティアの方を行政が支えられるような仕組みや、ネットワークを強化していくなど、そういった方向性を出していきたいと考えております。

〔委員〕

先程もお話がありました、刑期をきちんと終えて出所してこられるという方は、多分、刑期を終えるまで既に職業訓練とか色々されていて、それは本人の出所してからの生活の仕方というところに関わってくると思うんですけど、保護観察ということに關しますと、滋賀県は社会復帰を支援する場所がないのではと思います。京都はあるのですが、滋賀県はなかったと思うのですが。

〔健康福祉政策課長〕

更生保護サポートセンターではないということですね。

〔委員〕

そうですね。本人たちがそこに入って、社会復帰のための自立した生活をして社会に出てくるといふ施設が滋賀県もあればいいのですが。

〔健康福祉政策課長〕

滋賀好善会の更生保護施設とはまた別の施設が必要ということでしょうか。

〔委員〕

そうですね、そういうところがあれば社会に復帰しやすいと思うんですけど。

〔委員長〕

委員、何か御承知ですかね。

〔委員〕

委員がおっしゃっていた訓練するところという意味合いでは、法務省の関係で、例えば茨城県ですとか北海道ですとか、かなり農業とリンクして専門的に訓練もされているところはあります。ただ、おっしゃるように滋賀県では更生保護施設は1つありますけれども、そういった社会復帰のための専門的な訓練をするところはありません。

障害者福祉の中ではそういう方を受け入れたり、障害者だけではなく広く受け入れて、一生懸命やっていたところはあるんですけども、そういった法務省関連の特化された施設は本県にはありません。

〔委員長〕

そのような状況でございます。

〔委員〕

先程、御意見をいただいていた満期出所された方というのは、司法と福祉と連携しながら仕事をしてきた経験から言いまして、全然考え方の違いがございまして、満期で出た方

を縛るということは一切人権的にできないという考えで、ですから情報を出すことを非常に司法側は嫌がられます。

それが良い面も悪い面もあるかと思うんですけれども、一方、福祉の側は本人の意思が重要になります。満期出所して本人が望まれば情報を共有できるし、その方の支援にも関わりますが、刑務所の社会福祉士がいくら話をして説得しても、支援を受けたくないとおっしゃると手が出せない。福祉の方はそれ以上強制力がないという状況があります。

そういった意味で今回の計画は、短い文章の中で書かなくてはいけないところはあるのですが、先程の資料1の調査の結果で出た「気づき」の部分ですね、それから地域の中でそういう方が皆さんにわざわざ刑務所出所しましたなんていう人はおられません、やっぱりすごく孤立しているとか困っているというようなことをキャッチする中から気づいていく、そこから専門機関などが福祉の支援などにつないでいただくことが重要になります。

そういう意味で今の御指摘が非常にありがたいなと思ったところで、そういう「気づき」を特に犯罪ということではなくて、生きづらさを抱えているという視点から、いかに気づき、その中にこういう犯罪歴を抱えているとか、犯罪歴を抱えているということは人や地域等のつながりが切れてきていることが多い。生活の能力が高くないとか、色んな問題を抱えているわけですので、そういったところから再犯防止の取組につながってくるということが非常に大きい。今日、非常に委員の皆さんからすごくいい御指摘をいただいて、もちろん私も検討委員の中に入れていただいて、そういう話も出ていたのですが、より強くそういったことを的確に記載することも重要と感じました。

〔委員長〕

ありがとうございます。御両者の意見を踏まえた形での、どうですか、委員、修正した方がよいという意見ですか。

〔委員〕

計画検討専門分科会の方で、司法と福祉などをはじめ医師にも参加いただき、熱心に議論していただきまして、かなりの考え方が網羅されてきたとは自負しているところはあるんですけれども、でも今おっしゃっていただいたところはもうちょっと強調する、入って

ないとは思っていないんですけれども、強調してもいいかなと思いました。

〔委員長〕

ありがとうございました。

私は別の観点ですけれども、資料2の6ページの気になるのは、私が修正した方がいいというのは、「“気づき”から“つながる”仕組みづくり」なんですが、「刑事司法機関や地域住民の“気づき”により福祉と連携すること」、それで対象は何かというとまさしく何で困っているか、生活困難な課題に気づけばいいのだけれども、この言葉はなかなか誤解を招く言葉ではないかと。「刑事司法機関が気づき」、これは気づくよりも司法機関はそれぞれの職務によりしないといけないことがあるわけです。

これを「気づき」で福祉と連携するというこの意味合いが、行政機関が気づいて福祉と連携という、その言葉自体の意味がわかりにくいということも含めて、今、3人の方から御意見があった「地域」ということの強調も踏まえて、よろしく御修正の程お願いいたします。これは要望です。県当局にお任せします。

〔健康福祉政策課長〕

確かに「刑事司法機関や地域住民の“気づき”」という言葉が誤解を招きやすいということで、御指示承りましたので、検討させていただきます。

〔委員〕

保護観察であることを職場に言わないでほしいというのもあり、伏せたままで勤めているという人もありますので、なかなか刑事司法という文言が出てくると非常に取り方としては難しいところがあるのではないかと思います。

〔委員長〕

私も保護司の選考委員会の委員をしております、刑務所が福祉施設だという実態の中で、刑事司法機関があまり前に出るとというのは、言葉としては、地方行政機関の計画の冒頭というところで、私は気になりました。この文章は後々しんどくなるのではないかと思います。

いますが、整理についてはお任せしておきます。

その他ございますか。ないようでしたら、この意見を踏まえた形での答申案をお願いいたします。

いずれにいたしましても委員の皆様にご答申をお届けするようにお願いいたします。

それでは議題2の『滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例要綱案について』を説明いたします。

〔障害福祉課長〕

(資料4～6 説明)

〔委員〕

8月から県内7か所で条例のタウンミーティングを開催いただき、たくさんの県民の方に御参加いただいたと思いますし、団体等との会合においても意見交換していただいている分もあると思いますが、その辺の中で特に県民の方からタウンミーティングの中で出てきた主な御意見がございましたら教えていただきたいと思います。

〔障害福祉課長〕

県内7か所でタウンミーティングを実施させていただいて、団体様からも御意見をいただきました。その中で出た主な意見でございますが、条例の名称につきましては、この審議会の答申として名称はいただいておりますので、名称について「障害者差別解消法を補完することが見えるようにしてほしい」という御意見がございました。

それから、周知・啓発の部分について、「県民が障害のある人に対する意識を変えていくことが大切である」、上乘せ・横出しについては「すばらしいことである」、地域アドボケーター、地域相談支援員のことでございますが、「設置場所や人員、あるいは地域の障害者の相談員の方などとの連携をどう考えていくのか」ということ、「条例は作ることがゴールではない、どう活用していくかが大切だ」という御意見をいただいております。

〔委員〕

条例をどのように県民に知らせていくかということが一番大切だと思いますので、そのあたりの考えをしっかりと持っていただいて実行していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

〔障害福祉課長〕

御指摘のとおりでございます、そういう意味で、このタウンミーティングという手法で答申の段階からなるべく多くの県民の方に知っていただく取組をさせていただきました。

それから特に合理的配慮が強化される事業者への周知が必要ということで、県で定期的に行っております事業者団体様との連絡調整会議においても毎回御説明をさせていただきます、また、個別の事業所団体様から御依頼に応じて、出前講座的にこの答申の内容を御説明に伺うということもいたしております、数か所説明をさせていただいております。

また、地域の自立支援協議会の中で自主的な取組として、例えば湖北の自立支援協議会ではキャラバンのことをしていただいております、民間の方の取組をいただいております、そういった民間の方にも御協力をいただきながら継続的に反復して周知に努めていきたいと思っています。

〔委員長〕

他に何かございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それではありがとうございます。これをもって司会を事務局の方へお返しいたします。

〔健康医療福祉部次長〕

1点よろしいでしょうか。先程の議題1でございますけれども、本日、いただいた意見を踏まえて、「気づき」のところを修正するという事で事務局に一任をいただいたわけですが、後日、委員長の方から知事に答申いただくということでよろしかったでしょうか。

〔委員長〕

委員長というか審議会からです。

〔健康医療福祉部次長〕

よろしく願いいたします。

〔司会〕

本日は皆様から色々と必要な御意見をいただきありがとうございました。皆様の御意見を踏まえまして、今後、県の施策を進めたいと思います。

今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上で本審議회를終了させていただきます。どうもありがとうございました。